京都市情報公開・個人情報保護審査会答申情第１１号の概要

請求内容	病気休職による分限処分に係る文書
所管課	行財政局人事部人事課
所管課の決定	公文書一部公開決定
審査会の結論	実施機関が行った公文書一部公開決定は，妥当である。
不服申立人の主張	１　非公開部分は条例第７条第１号の非公開情報に当たらない。 ２　個人情報を収集するときは同意文書が必要であるにもかかわらず，本件処分に係る公文書に同意書が含まれていないため，文書が不足している。
所管課の主張	１　京都市要休職職員審査委員会（以下，「委員会」という。）について 京都市職員の分限に関する条例第４条は，地方公務員法第２８条第２項に該当するものとして職員を休職する場合においては，医師２名以上（以下「指定医」という。）を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない旨を定めている。委員会は，指定医を含む若干名により構成されており，傷病による職員の休職及び休養に関すること等について調査及び審議させるため，京都市職員安全衛生規則第２７条により設置されている。 ２　条例第７条第１号該当性について 本件請求に含まれる非公開情報は，いずれも個人が識別され，又は職員録の閲覧や所属及びかかりつけ医への照会により，容易に個人が識別され得る情報である。また，当該文書が心身の故障による休職処分に係る情報であることに鑑みれば，個人が識別されることにより，個人の私生活，健康状態に関する情報が明らかになることから，当該非公開情報は，通常他人に知られたくないものと認められることから，条例第７条第１号に該当する。 ３　文書の特定について 以下の点から本件請求の対象に職員の同意文書（以下「同意書」という。）は含まれず，文書の特定は適切に行われている。 ⑴　かかりつけ医との面談は，休職処分の要件として必要な手続ではなく，委員会の審議の参考とするためにその面談記録を添付しているものである。 ⑵　かかりつけ医との面談に当たり，職員から同意書を取っているが，当該同意書は，かかりつけ医から本人の状況を聴取するための手続として求めているにすぎない。 ⑶　委員会において，かかりつけ医の診断書及びかかりつけ医との面談記録は，審査の参考資料として使われているものの，上記イの理由から同意書は休職処分を審査するための資料として取り扱っていない。
審査会の判断	１　本件公文書について 本件公文書は，地方公務員法第２８条第２項に基づき職員に対して休復職処分を行う際に作成された処分の発令の決定書で，発令対象者の一覧，委員会結果報告（審査結果，かかりつけ医の診断書及び実施機関とかかりつけ医との面談記録）及び人事記録カードにより構成されていることが認められる。 ２　実施機関は，次の情報を非公開としている。 ⑴　発令対象者の一覧及び委員会審査結果中，対象職員の傷病名以外の部分 ⑵　診断書のうち，病名，勤務の可否及び診断書作成日以外の部分 ⑶　かかりつけ医との面談記録のうち，面談の場所，担当医師名，実施機関の面談者のうち対象職員の所属が特定し得る部分，面談内容のうち対象職員の病

	状，医師の評価等の分かる部分及び対象職員の発言部分 ⑷　人事記録カードの内容のすべて 3　条例第７条第１号該当性について ⑴　対象職員の住所，氏名，氏名コード，年齢，休職期間，職種及び人事記録カード，かかりつけ医の名称等並びに実施機関の面談者については，公開することにより，当該職員が識別され又は識別され得る情報であり，病気による休職処分を受けたことは，通常他人に知られたくないものと認められる。 ⑵　次に，非公開情報の中には，診断書の内容やかかりつけ医との面談の内容のように，直接個人が識別され得る情報を非公開とすれば，当該内容を公開しても個人のプライバシーを侵害しないとも考えられる記載も存在するので，この点について検討する。 ア　京都市の職員録が公開されており当該職員録には休職者の氏名が記載されていることから，診断書の内容やかかりつけ医との面談の内容が明らかになると，その内容と職員録を照らし合わせることにより，個人の特定につながる可能性を否定できない。 イ　診断書及びかかりつけ医との面談内容には，精神疾患により休職する職員の詳細な病状や医師の評価が具体的に記述されており，通常他人に知られたくない度合いが極めて強い心身の状態を示す情報であることから，個人の機微に関する情報と認められる。したがって，公開することにより，対象職員に不快感や不安感等の精神的苦痛を及ぼすことが十分予想されるものであり，個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。 ⑶　以上により，本件非公開情報は，　診断書の内容やかかりつけ医との面談の内容も含めた全体として一つの個人の機微に関する情報と判断され，条例第７条第１号に該当すると認められる。 4　文書の特定について ⑴　当審査会において，休職処分を行うまでの事務について，実施機関に対し詳細に確認したところ，以下のとおりであった。 ア　委員会は，休職の審査を行うにあたり，診断書，かかりつけ医との面談記録及び対象職員の人事記録カードの写しを基に休職の要否を審査し，委員会結果報告（審査結果，かかりつけ医の診断書及び実施機関とかかりつけ医との面談記録）を行財政局人事部人事課へ提供する。 　なお，かかりつけ医との面談に当たって，本人以外から個人情報を収集することとなるため，対象職員から同意書を取得している。 イ　行財政局人事部人事課は，委員会結果報告及び人事記録カードに基づき休職処分の決定及び発令を行う。 ⑵　以上により，同意書は，休職を判定する委員会の資料であるかかりつけ医との面談記録を作成するに当たり，その面談を行うための手続として実施機関が取得したものである。 　本件請求は，「分限処分に係る文書一式」であり，同意書は，分限休職処分の決定に用いていないため，本件請求の対象となる公文書に含まれないという実施機関の主張は是認できる。 ⑶　したがって，実施機関が行った公文書の特定は相当である。